

議案第44号

八幡浜市墓地条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成29年6月6日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市墓地条例の一部を改正する条例

八幡浜市墓地条例(平成17年条例第159号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後			改正前		
(使用料) 第5条 墓地の使用料は、次のとおりとする。			(使用料) 第5条 墓地の使用料は、次のとおりとする。		
区分	使用料	1平方メートル当たり	区分	使用料	1平方メートル当たり
愛宕山墓地	<u>1号地</u>	<u>59,000円</u>	愛宕山墓地	<u>1号地</u>	<u>13,600円</u>
	<u>2号地</u>			<u>10,600円</u>	
	<u>3号地</u>			<u>9,100円</u>	
	4号地			(略)	
(以下略)			(以下略)		
2 (略)			2 (略)		
第7条 (略) <u>(使用料の還付)</u>			3 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>		
第8条 <u>墓地を返還した場合において、既納の使用料は、使用状況に応じ、5割を上限として還付することができる。</u>			第7条 (略)		
第9条～第12条 (略)			第8条～第11条 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市墓地条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に墓地の利用許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に墓地の利用許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条の規定は、施行日前に納付した使用料に係る還付についても適用があるものとする。

提案理由

市営墓地返還促進に伴い、所要の改正を行うため。